

## ◎【平成30年10月改正】総合評価落札方式における改正点について

(適用対象：平成30年10月1日以降に公告する工事)

### (1) 基礎点制度申請の義務化

「基礎点制度」とは、入札参加者が作成する技術提案等資料のうち、企業及び配置予定技術者の実績等で事前把握が可能な評価項目について、あらかじめ評価を行い確認する制度です。  
入札参加者及び発注者双方の事務負担軽減や採点ミスの防止を図ることを目的に「基礎点制度申請」を義務化します。

【現在】

<ul style="list-style-type: none"> <li>任意申請</li> <li>申請：年度当初 (4月)</li> </ul>
--



【変更後】

<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉市の総合評価落札方式の入札参加に際して<b>必須申請</b></li> <li><b>事前申請</b>：四半期(4,7,10,1月)ごとに申請期間を設置(技術管理課HPで申請期間を公表) ※総合評価落札方式の入札に参加する市内企業は事前申請必須(市外企業も申請可)</li> <li><b>随時申請</b>：入札参加案件の入札公告の翌日から10日以内(入札公告で申請期間を公表) ※主に市外企業を対象</li> </ul>
--

※基礎点制度申請の義務化に伴い技術提案書等の様式が変更となります。(基礎点に係る評価項目の様式は申請書に変わります。)

申請種類	申請項目
基礎点制度申請書(企業)	①工事成績評定点の実績, ②契約後VE方式の実績, ③品質確保への取組状況, ④労働災害防止への取組状況, ⑤災害等協力者名簿の登載, ⑥災害活動・ボランティア活動の実績
基礎点制度申請書(技術者)	①配置予定技術者の工事成績評定点の実績, ②配置予定技術者の資格等, ③安全活動への取組状況

※基礎点の申請先は技術管理課です。

※基礎点以外の技術提案書の提出は従来通り工事担当課です。なお、メールアドレスに変更がありますので、公告をご確認ください。

### (2) 事故及び不誠実な行為の評価項目の追加

過去5年間の指名停止措置の有無(贈賄等を理由として措置を受けた場合)の評価項目を追加し、不誠実な行為における入札参加者を排除します。

【現在】

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。	指名停止月数 ×-1 (累計)



【変更後】

評価項目	評価項目詳細	評価基準	配点
事故及び不誠実な行為	過去2年間の指名停止措置の有無	該当なし	0
		過去2年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。	指名停止月数 ×-1 (累計)
	過去5年間の指名停止措置の有無(贈賄等を理由として措置を受けた場合)	該当なし	0
		過去5年間に本市発注工事に係る指名停止措置を受けている。(贈賄等を理由として措置を受けた場合で1原因における指名停止期間が12か月以上の場合)	指名停止月数 ×-1 (累計)